

大樹町立尾田認定こども園おひさま重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、大樹町立尾田認定こども園おひさま（以下「こども園」という。）があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	大樹町
事業者の所在地	広尾郡大樹町東本通33番地
事業者の連絡先	01558-6-2111
代表者氏名	大樹町長 黒川 豊

2 利用施設の概要、目的及び運営の方針

施設の種類	保育所型認定こども園				
施設の名称	大樹町立尾田認定こども園おひさま				
施設の所在地	広尾郡大樹町字尾田420番地				
連絡先	電話番号 01558-7-5429 FAX番号 01558-7-5429				
管理者（施設長）氏名	園長 水津 孝一				
開設年月日	平成27年4月1日				
利用定員	1号	2号	3号 (1~2歳児)	3号 (0歳児)	合計
	10人	10人	8人	2人	30人
事業の目的・運営方針	<p>〈目的〉</p> <p>園と保護者、地域全体が共に手を取り合い、子どもたちが安心・安全に過ごすことができる環境をつくり、生活習慣や自主性を身につけて、明るく元気な子供に成長することをねらいとしています。</p> <p>〈保育・教育目標〉</p> <ol style="list-style-type: none">1 健康で明るい子ども2 友だちと仲良く遊べる子ども3 心豊かな子ども4 よく考えやりぬく子ども				

3 施設の概要 ※別添可

敷地	敷地全体	2,380.8	m ²
	園庭	992	m ²
園舎	構造	木造1階建て	
	延べ	244.62	m ²

4 主な設備の概要 ※別添可

設備	部屋数	備考	
乳児室兼ほふく室	1室	29.97	m ²
保育室	2室	58.32	m ²
遊戯室	1室	61.56	m ²
調理室	1室	14.58	m ²
事務室	1室	15.39	m ²

5 職員体制（令和5年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	人	1人	
主任保育士	1人	1人	人	
保育士	1人	1人	人	
調理員	1人	1人	人	

6 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	保育時間	午前8時45分～午後1時00分（4時間）
延長保育	保育時間	朝：午前7時45分～午前8時45分 夕：午後1時00分～午後5時00分
休業日	土曜日・日曜日・国民の休日・振替休日	
	年末年始・その他町長が必要と定めた日	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	午前7時30分～午後5時30分（10時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
	土 曜 日	午前7時30分～午後0時00分
延 長 保 育	保育標準時間	朝：無し 夕：無し
	保育短時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後5時30分
休 業 日	日曜日・国民の休日・振替休日・年末年始	
	その他町長が必要と定めた日	

7 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担額（保育料）		
そ の 他	延長保育料	1時間当たり	200円
	一時保育料	1時間当たり	200円

8 提供する特定教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、利用子どもの心身の状況に応じた保育を提供します。

9 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、歴舟川こいのぼり見学
5月	芋植え（3歳児以上）
6月	人形劇鑑賞、春の健康診断
7月	プール保育（3歳児以上）、尾田地域運動会（予定）
8月	七夕まつり、プール保育（3歳児以上）
9月	敬老会、十五夜、芋掘り（3歳児以上）
10月	親子遠足、ハロウィン、老人ホーム訪問

1 1 月	人形劇鑑賞、秋の健康診断
1 2 月	クリスマス会、もちつき
1 月	親子そり遠足、消防署見学
2 月	尾田地域文化祭、節分、作品展示
3 月	石窯ピザ教室、おひなまつり、お別れ会、卒園式

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、行事予定を大幅に変更する事があります。

10 嘱託医

医療機関の名称	医療法人社団 大庭医院
医院（医院）長名	大 庭 滋 理
所 在 地	広尾郡大樹町 2 条通 3 2 番地 1
電 話 番 号	0 1 5 5 8 - 6 - 3 1 7 4

11 嘱託歯科医

医療機関の名称	大樹町歯科診療所
医 院 長 名	京 谷 廣 之
所 在 地	広尾郡大樹町 3 条通 1 8 番地 9
電 話 番 号	0 1 5 5 8 - 6 - 4 0 8 4

12 健診結果及び身体計測結果の利用について

園児の健康指導及び健康管理の為、大樹町又は医療機関に情報提供を行うことがあります。

13 緊急時における対応方法

保育の提供中、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、応急処置をしたうえで、勤務先の保護者に連絡いたします。また、症状により医療機関への搬送や緊急の場合には救急車を要請します。

【管轄する消防署】

消 防 署 名	とちち広域消防局大樹消防署
所 在 地	大樹町字下大樹 2 2 4 番地 1
電 話 番 号	0 1 5 5 8 - 6 - 2 1 9 9

【管轄する警察署】

警察署名	大樹警察官駐在所
所在地	大樹町西本通73番地3
電話番号	01558-6-2151

14 非常災害対策

防火管理者	園長 水津孝一
消防計画届出年月日	大樹消防署あて 平成27年9月1日届出
避難訓練	避難訓練は、月1回実施します。
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯を備えています。
避難場所	尾田地域コミュニティセンター

15 要望・苦情等の窓口

要望・苦情等を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応します。

相談・苦情等受付担当者	保健福祉課児童保育係長	小松真奈美
相談・苦情等解決責任者	保健福祉課長	水津孝一

16 賠償責任保険の加入状況

加入保険の種類	幼稚園・保育園賠償責任保険
加入保険の内容	賠償責任保険
補償金額	1名につき 2,000万円 1事故につき 1億円 財物 100万円

17 守秘義務及び個人情報の取扱い

保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た利用子ども及びその保護者に係る個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。